- 第 I 部 中国の経済と改革
- 第3章 日中経済協力
- 第2節 省エネルギー・環境保護分野における日中の協力
- 1. 2008年の中国の省エネルギー・環境保護関連の動き

(1) エネルギー消費原単位は 4.59%削減

2009年3月の第11期全国人民代表大会第2回会議における政府活動報告で、温家宝総理は、08年の省エネルギー・汚染物質排出削減の推進状況について述べ、エネルギー消費原単位が前年比4.59%削減し、化学的酸素要求量(COD)が同4.42%減、SO₂排出量が同5.95%減となったと強調した。

中国は第 11 次五カ年計画で、2006 年から 2010 年の 5 年間にエネルギー消費原単位の 20% 削減を打ち出した。年平均では 4% の削減だが、06 年は 1.79%、07 年は 3.99% と未達成であった。これが初めて年度目標を上回ったことになる。 $06\sim08$ 年の 3 年累計でみると、エネルギー消費原単位は 10.08%減、COD は 6.61%減、 SO_2 排出量は 8.95%減となった。

このほか、省エネルギー・汚染物質排出削減分野での成果としては次の点を挙げた。

- *中央財政が432億元を計上し、石炭燃焼ボイラーの改造、コージェネレーション、排熱 回収発電等10項目の重点省エネプロジェクトと環境保護施設の建設を支援した。
- *都市部汚水処理能力が新たに1149万トン/日増加、石炭燃焼脱硫ユニットの新規容量が9712万キロワットになった。
- *耕地の林や草地への復元、天然林及び青海省の長江・黄河・瀾滄江水源地の生態系保護 を実施した。
- *重点流域・地域の水質汚濁防止対策を実施した。
- *「中国の気候変動対応政策と行動」白書を発表(08年10月29日)。

(2) 制度面の整備

08年3月の第11期全国人民代表大会第第1回会議で国務院機構改革案が採択され、国家環境保護総局が環境保護部に昇格した。8月には職責・定員・組織編成が発表され、14の支局、定員311名、13の職責が確定した。これにより環境保護部は、重要な経済政策・技術政策及び発展計画、経済開発計画に対する環境影響評価権限、重要な地域開発やプロジェクト建設の環境影響評価文書について審査批准権限を持ち、マクロ面で環境保護・規制権限を握ることが確認された。司局数は総局時代に比べ3つ増え、汚染物質排出総量規制司、環境観測司、宣伝教育司が新たに加わった。水質汚染については、排出許可権限が地方環境保護部門に移譲された。従来、水利部との間で水質汚染防止と水資源保護における職責の重複があり、問題視されていたが、今回、環境保護部は水環境の質と水質汚染防止に責任を負い、水利部は水資源保護に責任を負うことが明示された。環境保護部は水質環境情報を公布し、水利部は水資源公報を公布することとされた。

このほかの主な動きを時系列に整理すると次のとおりである。

① SO₂ と COD の排出量抑制強化

08年はそれぞれ05年比6%、5%削減が目標とされた(全国環境保護庁・局長会議での国家環境保護総局周生賢局長発言、新華社2月12日)。そのために年間1300万キロワット以下の小型火力発電所の閉鎖、鉄鋼、セメント生産設備の淘汰、都市の汚水処理能力の1200万トン/日増強、出力ベースで3000万キロワット以上の石炭火力発電機の脱硫装置設置、1000㎡レベルの鉄鋼焼結機への排煙脱硫装置設置が義務づけられた。

②建築分野の省エネ目標と照明の省エネに財政補助

11次五カ年計画では建築における省エネルギー1億トン(標準炭)が目標とされ、5年間の省エネ総量の約21%を占めるが、建設部は新規建築物の省エネで6150万トン、北方の既存建築の省エネ改造で1600万トン、大型公共建築の省エネで1100万トン、再生可能エネルギーによる省エネで1100万トン、省エネ照明で1000万トンの削減を計画していることが明らかになった(建築基準と省エネに関する中国EUシンポジウムでの建設部科学技術局武涌局長級巡視員の発言、新華社1月29日)。そのため、新規建築物での省エネ基準の強制適用や、エネルギー効率公示制度の実施を打ち出す。これに先立つ21日、国務院省エネ・排出削減事業指導グループ弁公室は財政部と国家発展・改革委員会が「高効率照明器具普及財政補助資金管理暫時弁法」を公布したと発表。高効率照明器具1点につき、大口購入には基準価格の30%、一般世帯には同50%の補助金を中央財政から拠出する。これにより2010年までに1億5千万点の高効率照明器具を普及させ、290億キロワット時を節電、二酸化炭素の排出量を2900万トン削減することとされた。

③環境汚染責任保険制度の創設

国家環境保護総局は中国保険監督管理委員会と共に、「環境汚染責任保険制度」を創設することとし、環境に与える影響が大きく、汚染が発生しやすく、損失が具体的に算出できる産業・企業・地域を選んでモデル事業を実施することとなった(新華社 2 月 18 日)。

④上場・増資の際に環境影響評価を条件に

国家環境保護総局が「上場企業の環境保護に対する監督管理の強化に関する指導意見」を発表。火力発電、製鉄、セメント、アルミ等産業と複数の省に跨って事業を行う重度汚染産業(「双高(汚染の程度が高く、環境リスクが高い)」産業)13業種に属する企業が上場、増資する場合、環境保護状況調査と環境情報公開を中国証券監督管理委員会が申請を受理する条件の一つとした(新華社2月25日)。

⑤再生可能エネルギー発展第11次五カ年計画

3月18日、国家発展・改革委員会が「再生可能エネルギー発展第11次五カ年計画」を発表、2010年に再生エネルギーのエネルギー消費全体に占める割合を10%(2020年には15%)、年間利用量を標準炭換算3億トン、05年の2倍近くに引き上げることとした。内訳は、水力発電1億9000万キロワット、風力発電1000万キロワット、バイオマス発電550万キロワット、太陽エネルギー発電30万キロワット及びメタンガス利用量190億㎡、太陽エ

ネルギー温水器の集熱面積 1 億 5500 万㎡、非食料原料の燃料エタノール利用量 200 万トン、バイオディーゼル油利用量 20 万トンを 2010 年までに実現する。そのため、水力発電設備・太陽エネルギー温水器装置の国際競争力強化、風力発電設備 150 万キロワット級以上の量産実現、農林バイオマス発電設備の国産化、太陽光発電用多結晶シリコン材料の生産能力形成をめざすことが謳われた。

⑥太湖流域水環境総合処置総合方案を採択

4月2日、太湖流域水環境総合処置総合方案を国務院常務会議が採択した。07年5月、太湖でアオコが異常発生し、水源汚染により無錫市の飲料水に重大な影響を及ぼしたことを重く見て国家発展・改革委員会と関係部門及び江蘇・浙江・上海の2省1市が制定作業を行った。2012年までに太湖の富栄養化傾向に歯止めを掛け、水質を改善し、主な飲用水水源地の水質は基本的に3類を達成することが目標。具体的内容は①アオコ発生防止、モニタリング強化、②工業・農業及び湖沼内の汚染排出抑制、③長江からの導水工事を拡張、湿地や生態林を回復、④企業環保認定制度の確立、農村汚染源の基準制定、⑤指導部・区域間・部門間の協調など。

⑦国家標準化管理委員会が改正・省エネルギー法関連46国家規格を制定・改定

5月9日、国家標準化管理委員会が「エネルギー節約法(省エネルギー法)」に基づき、 関連する46の国家規格を制定・改定したと発表。鉄鋼や自動車など、製品あたりエネルギー 消費上限や交通手段の燃費、エネルギー計算にかかわるもので、6月1日から施行された。 ⑧改正水質汚染防止法施行

2月28日改正の同法が6月1日施行された。水質汚染による水不足が顕著になる中、 勝手に配管を埋設して汚染物質を排出する行為は厳罰に処される条項が追加されている。

⑨レジ袋の生産・販売・使用制限開始

同じく6月1日、国務院弁公庁の「レジ袋の生産・販売・使用制限に関する通知」が施行され、厚さ0.025ミリ未満のレジ袋の生産・販売・使用が禁止され、自由市場も含めすべての小売店でレジ袋の無償提供ができなくなった。

⑩「公共機関省エネ条例(草案)」と「民間建物省エネ条例(草案)」

7月23日、国務院常務会議で石油・電力節約強化と国民の省エネ活動について検討が行われ、「公共機関省エネ条例(草案)」と「民間建物省エネ条例(草案)」を原則採択、自動車、ボイラー、電機システム、エアコン、照明などについてインセンティブメカニズムを取り入れてエネルギー効率を高める手法や、既存建物の省エネ改造の原則・基準・範囲などが定められた。

印初の「全国農村環境保護対策テレビ電話会議 |

7月24日、李克強常務委員・副総理が出席して初めての「全国農村環境保護対策テレビ電話会議」が開催された。2010年までに農村の飲料水の水質改善、農業による汚染対策、生活排水処理、生活ゴミ処理、家畜糞便資源化利用率向上、毒性の低い農薬の使用率向上について目標が打ち出された。

②国務院の石油・電力節約活動をより一層強化することに関する通知

各省、国務院各部門・直属機関に対し、石油・電力の節約の重要性と切迫性を充分認識し、節約によるエネルギー効率向上、石油・電力の供給逼迫状況を緩和するよう要求した。中国の自動車の燃費は欧州平均に比べ15~20%低いことやモーター系統の運転効率は国外先進レベルより10~20%低いことなどを挙げ、当面、自動車、ボイラー、モーター、エアコン、照明等応用範囲が広く、潜在力が大きく、見える効果が速い設備・製品に対し奨励・規制メカニズムを適用して効率を上げる(8月1日公布)。

(例) 自動車 老朽自動車の淘汰加速、直轄市・計画単列都市・条件の許す省都で老朽公 共バスの廃車時期を基準より 2~3年繰り上げ。バス、トラックは 2013 年までに全 ての車輌の燃費が基準値を達成。小排気量乗用車の消費税率低減、大排気量乗用車 の消費税率引き上げ、環境保護・クリーンエネルギー自動車の政府購入リスト計上 など。

③国務院弁公庁の国民省エネ行動を深く展開することに関する通知

第11次五カ年計画で省エネ・排出削減目標実現のための一連の政策により一定の効果はあったものの、エネルギー浪費の現象は官民共に依然深刻であると指摘。国民全体で省エネの自覚を高めることを要求。地方各級政府・国務院各部門指導者が年1回エネルギー欠乏体験活動に参加する、公用車の使用をナンバープレートにより毎週1日減らす、エアコンの温度を夏は26度、冬は20度に抑制、行政機関建物の3階以下はエレベーターを停止、街頭・ライトアップの節減、エアコン・冷蔵庫等家電はエネルギー効率標識2級以上を、省エネ照明、省エネ自動車の消費推奨、マイバッグ使用、使い捨て商品・過剰包装の減少、夏季公務活動のカジュアル服着用、職場・家庭でのエアコン・電灯・待機電源のこまめなスイッチオフなど(8月1日公布)。

(4)環境・エネルギー分野の各種権益の取引所設置

8月5日、北京環境取引所、上海環境エネルギー取引所が、9月25日には天津排出権取引所が発足した。上海については汚水処理、浄化技術、生活ゴミ処理、太陽エネルギー、再生可能エネルギー、環境保全事業など10億7200万元に上る55の案件が用意していると伝えられた。天津については、クリーン開発メカニズム(CDM)の構築と排出権取引市場の設立に関する天津濱海新区総合改革実験についてのマスタープランに基づくもので、当面は二酸化硫黄や化学的酸素要求量の重点汚染物質の排出権取引を行うとされた。

15風力発電設備産業化資金管理暫定辦法

8月22日、財政部は風力発電設備の基幹技術研究を支援するため、「風力発電設備産業 化資金管理暫定辦法」を公布、実施した。条件に適合する企業の最初の MW 級風力発電 ユニット50台に対し、600元/キロワットの基準で助成を行う。

(16)循環型経済促進法が可決

8月29日、全人代常務会議で循環型経済促進法が可決された。循環型経済を生産·流通・ 消費過程での減量化、再利用、資源化活動と規定し、循環型経済の計画制度、資源浪費抑 制、汚染物質排出総量規制、評価・審査制度、生産者責任延伸制度、エネルギー・水多消費企業に対する管理、制裁措置などが含まれる。09年1月1日から施行された。

⑰国家エネルギーセンターの設立決定

10月20日、国家発展・改革委員会が、政府の省エネ管理を技術面でサポートする国家エネルギーセンターの設立決定を発表した。省エネ政策・法規・計画及び管理制度の検討、固定資産投資プロジェクトの省エネ評価論証、省エネ技術・製品の普及を担当する。

18都市部汚水処理施設の建設加速

11月14日、住宅・都市農村建設部が50億元を追加投資し、都市部汚水処理施設の建設にあてることを発表。36の大中型都市は09年末までに全面実施がはかられることとなった。

このほか、財政部が環境税の導入を、国家林業局が炭素収支取引制度の設立を検討中であることが伝えられている。

(3) 依然深刻な実態

このように、中央政府が省エネ・環境保護重視を国策とし、様々な政策・措置が整備される一方で、省エネルギーへの転換にはなお時間がかかり、環境汚染は深刻化している。

冒頭で述べたとおり、08年のエネルギー消費原単位は07年比4.59%減となったが、エネルギー消費総量(標準炭換算)は4.0%増えており、鋼材、銅、酸化アルミ、セメントなど主要原材料の消費量は増加している。大気汚染についても、統計上では若干の改善が見られるものの、依然として519の観測都市数の2割にあたる113都市が3級基準、7都市が3級未満の状態にある。特に深刻とされる水質汚染については、直近の状況を周生賢環境保護部部長が08年12月24日、全国人民代表大会の常務委員会第6回会議において次のように報告している。

- ①水環境の安全は危機状態:全国7大水系で劣V類の水質断面は5分の1を超え、国の重点モニタリング対象の28の湖・ダム中、一部で淡水赤潮、アオコなどの突発的発生が頻繁化。
- ②主要汚染物の排出削減目標達成は厳しい: 05 年比 10%減の目標達成にはなお大きな距離があるほか、汚染対策施設や排出削減事業の稼働不足、一部企業の汚染物不法排出などが存在。
- ③飲用水源の安全が危機:全国の水源地の4分の1で汚染物質が基準を超過、モニタリング対象が主要汚染物質だけで、有毒・有機汚染物が大多数の地域で監視対象にすら入っていない。
- ④重点流域(淮河、海河、遼河、巣湖)の水汚染対策計画とその実施が遅れ:計画の半分も未達成、36 大都市の汚水の全量回収・処理の目標達成も困難、一部都市の汚水処理率は依然低レベル。行政区画を跨ぐ場合の水質管理体制も模索段階。
- ⑤ 突発的水汚染事件が頻発:沱江、松花江水汚染事件や、湘江カドミウム汚染、太湖アオ

図表 1 「2008年の国民経済・社会発展に関する統計公報」における省エネ・環境関連統計

	単位	2008年	
		数量•価額	前年比(%)
年間の水資源総量	億立方m	27127	7.4
一人当たり水資源量	立方m	2048	6.9
年間平均降水量	mm	659	8.0
全国大型ダム貯水量	億立方m	1962	93億立方m増
全国総用水量	億立方m	5840	0.4
うち生活用水			0.6
工業用水			1.8
農業用水			△ 0.2
生態系への補給水			△ 0.7
GDP1万元あたり用水量	立方m	231.8	△ 7.9
工業付加価値1万元あたり用水量	立方m	130.3	△ 7.0
一人当たり平均用水量	立方m	440.9	△ 0.1
水土流失総合処置面積	万k㎡	4.7	
水土流失地域の保護面積	万k㎡	2.6	
エネルギー消費総量(標準炭換算)	億トン	28.5	4.0
GDP1万元あたりエネルギー消費原単位			△ 4.59
主要原材料消費量			
鋼材	億トン	5.40	4.2
銅	万トン	538	6.9
酸化アルミ	万トン	1260	4.3
エチレン	万トン	998	△ 2.9
セメント	億トン	13.70	3.5
7大流域主流地表水水質観測カ所	力所	409	
(7大流域:長江、黄河、珠江、松花江、淮河、海河、遼河)			
国家地表水質基準達成度 Ⅰ~Ⅲ類	%	55.0	5.1ポイント増
V類未満	%	20.8	2.8ポイント減
沿岸海水水質観測点	カ所	301	
国家海水水質基準達成度一•二類	%	70.4	7.6ポイント増
三類		11.3	0.5ポイント減
四類、準四類		18.3	7ポイント減
未達成	万k㎡	13.7	
うち汚染が深刻な面積	万k㎡	2.5	
渤海の重度汚染面積	万k㎡	0.3	
観測都市数	都市	519	(557)
都市大気基準達成度 二級	都市	399	(389)
(シェア)	%	76.9	(69.8)
三級	都市	113	(152)
(シェア)	%	21.8	(27.3)
三級未満	都市	7	(16)
(シェア)	%	1.3	
都市騒音観測対象	都市	392	(342)
うち良好	%	7.9	(6.1)
比較的良好	%	63.8	(64.6)
軽度汚染	%	27.0	(28.1)
中度汚染	%	1.3	(1.2)
年間平均気温	°C	9.6	0.5℃下降
上陸した台風	個	10.0	2個増
都市汚水集中処理力	万立方m/目	8295	16.1
都市汚水処理率	%		2.4ポイント増
コ・ジェネレーション	億km²	32.1	6.6
市街地緑化率	%		0.3ポイント増
赤潮発生累計面積	k m ²	13738	18.3
が附元工ポリ四個	KIII	13/38	16.3

⁽注)前年比欄の()内は07年の実績を記した。

コ大発生、雲南省陽宗海(淡水湖)ヒ素汚染事故などの深刻な突発的水環境汚染事故が相次ぎ、07年だけで全国で178件発生。これは環境事故全体の38.5%にあたる。

⑥環境モニタリングに問題:環境管理要員の人材不足、能力不足の問題が依然深刻、環境 保護についての法の執行体制・権威が未確立。

2. 2008年の日中協力

5月6日~10日、胡錦濤国家主席来日時、経済界と交流し、①省エネ・環境保護分野の協力を重点的に強化する、②中国の地域発展の過程に積極的に参画する、③両国の企業協力を強力に推進する、④地域とグローバル経済での協力を強化するの4つを提案した。

これまで、日本は円借款や無償援助、グリーンエイドプランなどの援助形式で中国の省エネ・環境問題の解決に協力してきた。しかしここ数年は中国の目覚ましい経済成長に伴い、中国経済における日本の影響力が下がる一方で、中国の日本経済における影響力は益々高まっている。国際社会での中国の経済的地位も著しく向上した。こうした日中経済関係の変化により、もはや日本から中国への一方的な経済援助の時代は終わり、今後はビジネスベースの日中協力が中心となる。その重点の一つとして急浮上しているのが、胡錦濤主席が4つの提案の筆頭にあげた省エネ・環境分野である。

但し、日本企業の技術・設備や経験が世界的に優れたものであっても、中国での採用・ 普及には難しい現実がある。中国では、日本の技術・設備は優秀だが高いという評価が定 着しており、日本企業も多くが知財問題等を非常に懸念しているという実態がある。一方 で、すでに地場の中国企業はある程度の技術力や資金力を身につけ、それほど高い基準は クリアしないがコスト的には現場が受入可能な技術・設備を充分生産でき、事業運営でも 実績を積んでいる。欧米企業は政府と一体となった売り込みや、単なるハードのビジネス に止まらずリスクを取って事業運営まで参入する方式で、市場シェアを伸ばしている。同 時に省エネ・環境の公共事業関連分野は、財政で賄いきれないため、市場化改革が行われ、 その状況は毎年目まぐるしく変化している。その変化に日本企業がついていけず、往々に して数年前、十数年前の視点で中国を捉えようとしているのではないかとの中国企業の受 け止め方もある。省エネ・環境の制度整備の過程ではパブリック・コメントを実績のある 企業に求めることが多いが、その対象には実績のない日本企業は含まれず、中国国内・欧 米系企業のリーダーシップで制度整備が行われる恐れもある。中国企業はともすれば最新 技術さえ導入すれば省エネ・環境保護は達成できると考えがちだが、日本企業はむしろ既 存設備の工夫で対応し絶え間ない努力で改良していく傾向が強いと言われる。さらに、法 令や規則が遵守されない場合が少なくないことや、管理層と現場の知識レベルの格差が大 きいことも日本とは様相が異なる。

こうした事態を打開するため、日本の政府、地方自治体、業界は様々な取り組みを行っている。以下では08年に日中経済協会が行った主な事業を紹介する。

(1) 日中省エネルギー・環境総合フォーラムの開催

日中省エネルギー・環境総合フォーラムは、日中間の省エネルギー・環境分野での協力のプラットフォームとしてこれまで2回(06年5月、07年9月)開催された。今回は08年11月に東京で開催。主催は、日本側が経済産業省と日中経済協会、中国側は国家発展・改革委員会、商務部、中国大使館。中国側からは、解振華国家発展・改革委員会副主任、蒋耀平商務部副部長、崔天凱中国駐日大使をはじめ、地方政府、関係機関、企業の首脳等、約300名が参加した。日本側からは、二階俊博経済産業大臣、吉野正芳環境副大臣、張富士夫日中経済協会会長をはじめ、官民あわせて約800名が参加し、総勢1100名の過去最大規模の会合となった。「日中省エネルギー・環境ビジネス推進モデルプロジェクト」として13件の協力案件を含め、前回から倍増した19件の協力案件が合意された。特に、これまでの案件の中心は、産業分野での省エネルギー協力だったが、今回は更にビルの省エネルギーを実施する民生分野での協力や、水質汚染の改善といった環境保全分野など、協力分野の拡大がみられた。

(協力合意事項は、経済産業省ホームページ参照)

http://www.meti.go.jp/press/20081128001/20081128001.html

また、化学、自動車、海水淡水化及び水処理・回収等、省エネ技術・省エネ診断、発電、循環経済、LT省エネ技術等交流促進部会第3回定期協議という7分科会を開催し、企業等の省エネ・環境関連の取組を促進するため、日本側民間企業等による中国企業等向けの省エネ・環境関連設備等のパネル展示も行われた。フォーラム開催前には、中国側代表団は全12の視察ルートに沿って、日本各地の省エネルギー・環境対策の現場を視察した。

(2) 日中省エネルギー・環境ビジネス推進協議会 (JC - BASE) の運営

本協議会は、中国における省エネ・環境ビジネスに関心を有する日本の有力な各工業会や企業など約270の企業・機関が参加するプラットフォームである。日中経済協会はこの協議会を事務局として運営し、情報発信を行い、またJC-BASE連絡会(主要工業団体等の実務責任者と経済産業省をはじめとするオブザーバー・関係公的機関が参加)を開催し、日中の省エネ・環境ビジネスの促進に関する意見交換を行った。その結果は第3回フォーラムの企画に反映され、同フォーラムにはJC-BASEが協力している。

(3) 日中省エネ・環境協力相談窓口の設置

07年12月の福田康夫首相と温家宝総理との間で合意された「日本国政府と中華人民共和国政府との環境・エネルギー分野における協力推進に関する共同コミュニケ」では、中国企業等への相談業務を通じて日中のビジネスマッチングを支援することが盛り込まれた。これに基づき、日中経済協会、日本貿易振興機構(JETRO)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は、08年4月1日より「日中省エネ・環境協力相談窓口」を開設、日中経済協会ではこのうち在中国4事務所(北京、上海、成都、瀋陽)に窓口を設けた。

本窓口は、①日本企業の技術情報発信、②中国企業の協力ニーズの発掘・照会対応、③ 前述の JC-BASE と連繋した日中企業間のマッチングを行うものである。具体的には JC-BASE の支援を得て、会員企業の技術情報発信、会員企業と中国企業とのビジネスマッチングを推進している。

(4) 基礎調査及び日中間協力プロジェクト創成に向けた取り組み

省エネルギー・環境ニーズプロジェクト情報を入手・調査し、これに基づく日本企業参加のマッチングセミナー開催や個別マッチングを実施、08年は天津市、山東省、重慶市等を重点地域として取り組んだ。さらに来日視察受入を通じてプロジェクト創成に向け関係者間の相互交流を促進した。なお、重慶市については四川大地震の影響で調査・相互交流を行う段階には至らなかったが、プロジェクト情報の提供依頼の段階である。天津、山東については次のとおり。

①天津市

天津市が作成した「省エネ・環境保全分野における提携案件リスト」を JC - BASE はじめ日本経済界に広く案内し、経済産業省、資源エネルギー庁、技術専門家及び関心ある企業からなる考察団を派遣、そこで得た詳細情報を日本経済界にフィードバックした。この詳細情報には日本企業複数社から強い関心が示され、以降、企業同士の交流が続いている。

また、同市より省エネ・環境分野における日本の先進的な経験を学習するための訪日団の派遣の希望があり、09年3月、天津市省エネ訪日団(団長=周路天津市外事辦公室処長、11名)が来日し、東京、京都、兵庫を訪問し、地域熱供給システム、水処理・汚泥処理、計測機器や素材メーカーなど関係企業・機関と交流を行った。

②山東省

山東省の省エネ・環境視察訪日団受入と共に、資源エネルギー庁委託事業として、山東省の省エネ・環境プロジェクトニーズ調査を実施。この調査結果や、才利民山東省副省長来日時のマッチングに関する意見交換、山東省第3回緑色産業国際博覧会(9月、済南)等の機会を利用して環境ニーズを収集し、日本企業に発信、同情報に基づくマッチング参加企業を募集した。10月、済南において山東省外事弁公室、省省エネルギー弁公室、省環境保護局と共に、日中(山東)省エネ環境プロジェクトマッチングセミナーを開催、日本から参加した8社中7社が高い関心を示し、現在交流を続けている。

なお、09年3月の省エネ・環境視察訪日団(団長=張大同山東省外事辦公室処長、8名)では山東省3市の省エネ・環境担当行政担当責任者等が参加して、東京、千葉、軽井沢、京都を訪問し、日本の省エネ・環境政策を学ぶと共に、水処理、ゴミ処理、廃棄物利用、地中熱利用などの技術導入・運営現場を視察した。

(5) 中国水処理市場への参入に向けた取り組み

中国は02年から政府事業であった上水道、下水道事業を改革し、国内のみならず海外企業にも門戸を開放し、民間活力の導入を積極的に進めている。一方、日本には優れた水処理の技術、機器設備の蓄積があり、また企業、自治体にはその運転、運用、経営の経験が蓄積されているが、現状では欧米系企業に比べ、中国水処理市場進出を果しているとは言いがたい。こうした状況を打開する一助として、太湖流域都市下水汚泥・汚水処理技術交流交流会の開催、中国の水投資環境整備に資する協力のあり方に関する調査事業と、中国環境産業訪日団(水処理)の受入事業を実施した。

①太湖流域都市下水汚泥・汚水処理技術交流会の開催

中国の水質汚染対策の重点の一つである太湖(中国第3の湖、面積2250k㎡)流域(江蘇省・浙江省・上海市)では重大な水質汚染が問題となっている。その諸因には重金属など汚染を含む下水汚泥の安易な埋め立ても含まれる。そこで、日本の下水汚泥の無害化処理技術及び汚水浄化技術専門家からなる訪中団(団長=秦野正司電源開発社長、日中長期貿易協議委員会省エネ等技術交流促進部会部会長、19名)を派遣し、技術導入ニーズを持つ江陰市において本交流会を開催した(中国側=商務部機電科技産業司)。また、江陰市、無錫市の汚水・汚泥処理状況を視察し、現場での技術交流を行ったほか、省環境保護庁、建設庁を訪問、政策・制度についての理解を深めた。

②中国の水投資環境整備に資する協力のあり方に関する調査事業

水処理技術者、水処理関連メーカー、地方自治体下水道局関係者等からなる委員会を組織し、4回にわたる現地調査を実施、国家発展改革委員会・水利部・環境保護部・住宅都市農村建設部などの中央政府機関に政策面のヒアリングを行ったほか、北京、河北(唐山・保定)、遼寧(瀋陽・大連)、上海、浙江(杭州)、安徽(黄山・合肥)の上下水処理施設、企業の排水処理状況、設備メーカー、水処理事業会社を訪れ、中国の水環境の状況、水処理市場の実態、技術・規制レベル、運営事業者の動向について調査した。

③中国環境産業訪日団

文一波 環境服務業商会会長(北京桑徳環保集団董事長・総裁)を団長とし、中国水処理市場において活発な事業活動を展開する中国民営企業、国有企業、外資系企業の経営層を含む関係者に加え、中国における市場改革をリードする理論家や業界情報交流の要となっている専門家、商会事務局関係者計9名を受入れた。経済産業省、川崎市入江崎水処理センター・スラッジセンター、東京都下水道局・水道局、大阪市柴島浄水場、琵琶湖・淀川水質保全機構 BIYO センター、北九州エコタウン、宗像市終末処理場、福岡地区水道企業団まみずピア等を訪問し、日本の環境保全政策、公共水処理とその技術、家電リサイクル、海水淡水化の状況を視察した。

また、「拡大する中国水処理市場のチャンスとチャレンジ」と題するセミナーを開催、約170名の参加者に対し、中国の水事業の現状について講演とディスカッションを行った。

今、早急に検討が期待されるのは、日本企業と中国企業との協力による中国市場開拓である。単体ハードの売り込みに依頼したビジネスが長期間継続することは、現状ではあまり期待できない。中国の商習慣、市場、ニーズを熟知し、一定の資金力・技術力及びコスト競争力を持つ中国企業と、日本企業がアライアンスを組み、中国の国情に合ったビジネスモデルを日中双方の長所を生かして構築すべきであろう。